

## はじめに

児童福祉法第1条には、「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定されています。

また、第2条第1項には、「全ての国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と規定されています。

障がいのある子どもの支援を行うに当たっては、その気づきの段階から、障がいの種別にかかわらず、子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の最善の利益を考慮することが必要です。

児童発達支援センターは、支援の質の確保及びその向上を図り、障がいのある子ども本人やその家族のため児童発達支援を提供していく必要があり、個々の子どもの状況に応じて不断に創意工夫を図り提供する支援の質の向上に努めることが求められています。

1974（昭和49）年7月の開設以来、間もなく49年の歴史を重ねる盛岡ひまわり学園は、一貫して子ども一人ひとりのニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期からの発達支援を行うため「個別の支援計画」を策定しています。子どもの実態とニーズに応じた適切な支援目標とその手だてについて、親子の思いや願いが反映されるように、保護者との話し合いを重ね策定した計画に基づき発達支援を行うことで、子どもの『権利擁護』『最善の利益』を目指すものであり、エビデンス・ベースド・アプローチとナラティブ・ベースド・アプローチの両輪を意識しながら、弛まぬ研鑽と創意工夫に努めて参ります。

結びに、当学園の理念『一、一人ひとりの発達に応じた支援を行い、伸び行く力を育んでいきます。一、子どもと保護者の思いに寄り添い、共に歩み続けます。一、地域の子育て支援に努めます。』を目指すとともに、『子どもが未来』という思いと、『今を生きる権利の主体』として、これからも子どもと保護者の思いに寄り添い共に歩んで参ります。

令和5年4月



社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

児童発達支援センター

盛岡ひまわり学園 園長 小綿 義道